

平成30年12月19日

意見陳述書

福岡高等裁判所第4民事部 御中

控訴人 遠藤保男

私は横浜市在住の控訴人遠藤保男です。起業地の共有地権者の一人です。

石木ダム事業は構想段階からは60年近く、法定計画とされてからは43年も経過しています。私はこれから、石木ダム建設事業が今もって継続されていること自体が人格権侵害の暴挙であり、事業認定が取り消されるべきことについて話させていただきます。

1. はじめに

1) 私の経歴等

25年ほど前に、全国の「無駄なダム事業によってかけがえのない自分たちの生活・地域社会・自然を破壊されてしまう」と悲痛な叫びをあげている皆さんが、緩やかな連絡体「水源開発問題全国連絡会」を立ち上げました。私は当初から現在まで、その事務局の一員として携わってきました。

ダム事業現場はすべて、そこに生きとし生けるものをその場所から排除しない限り成り立ちません。それにもかかわらず、ダム事業は進められてきました。その弊害が象徴されるのは苦田ダム（完成して稼働中）、川辺川ダム（中止扱いとして河川整備計画策定中）、八ッ場ダム（工事中）です。事業地住民は計画当初から絶対反対をしましたが、起業者（当時の建設省）と一体となった県から、「どうせ沈むところなのだから」として道路の修理、河川の修理、バス運行の取りやめ、郵便局の廃止など、社会資本の投資を止めるという圧迫（行政圧迫）を受け、その地域での生活がままならなくなるまで追い詰められ、ダム事業に同意を与えざるを得なくなっていたのです。

2) 石木ダム事業による人権侵害

長崎県と佐世保市は、事業予定地13世帯の皆さんをはじめとした多くの皆さんからの「石木ダムがなぜ必要であるのか」という疑問に答えることができぬまま、60年近くも前からの石木ダム事業に固執しています。長崎県と佐世保市からの夜討ち朝駆け、事業認定申請、事業認定告示、収用明渡裁決、一部土地の収用……、居住者の皆様は、常に石木ダム事業に苦しめられ、安心して生活する日々を過ごすことはできていません。

それでも、住民の皆さんは代を重ねて50有余年、今もなお、「不要な石木ダムには私たちの生活の場を絶対に渡さない」「私たちは先祖から受け継いだこの場所で生活を続けたいだけ」という人として自然に抱く感情の下、毎日、説明要求行動を継続しています。「代を重ねて50有余年」、これはダム反対史上画期的なことなのです。

3) 石木ダム反対運動の到達点

佐世保市の場合は、詳しくは別紙1、別紙2、に示しますが、「石木ダムは佐世保市民の願い」としているのとは裏腹に、人口減少と節水機器の普及で水の使われ方が減少しているのですから、佐世保市の言う水需要の急激な上昇はありえません。佐世保市が石木ダムへの水源開発に固執すると、財政破綻に陥るのは確実です。

治水面においても、「川棚川の山道橋より下流区間は、戦後のすべての洪水が再来しても、石木ダムなしで安全に流下することができる」と長崎県が明言しています。よって、「この区間を石木ダムで百分の一対応にする」という事業の費用対効果は、事業実施の限界とされている1よりはるかに低い0.21という値になり、採算がまったく取れません。「石木ダムで山道橋より下流区間百分の一対応」は不要な事業なのです。詳しくは別紙3に示します。

以上からも、「石木ダムは利水・治水両面において、不要であることが明らかな事業」と言えます。

2. 石木ダムに対する私の考え

2009年11月と2013年9月の2回、私は「これはあまりにも酷い。何としてでもストップをかけなければならない。」と心に期したことがあります。

- ・ 1回目は長崎県と佐世保市が石木ダム事業に土地収用法に基づく事業認定申請をしたことです。
- ・ 2回目は、九州地方整備局が事業認定を告示したことです。

1) 事業認定申請は信義にもとること

1972年7月29日に事業予定地3郷総代（甲）と長崎県知事（乙）間で交わした覚書（D1）があります。

その覚書には

第4条 乙（長崎県）が調査の結果、建設の必要が生じたときは、改めて甲（3つの郷の総代）と協議の上、書面による同意をうけた後着手するものとする。

と記載されています。

事業認定申請という手段は、この覚書第4条に違反していることは明白です。

長崎県は事業認定申請を取り下げるのが本来の筋です。

2) 事業認定処分の理由～その非人道性～

私は事業認定申請書と事業認定理由書を何度も読み返しました。どこにも13世帯皆さんが生活していることに一字一句も触れていません。

「人がそこで長年にわたって社会を形成し、現に生業にいそしみ生活をしているという最も大きい価値について記述がない（＝検討していない）ということは、人の存在を排除の対象としかみていない!!」ということです。

これにはビックリしました。そして震え慄きました。「人間の存在を排除の対象としかみない!!」、それは「公権力による目的遂行に、異を唱える者の人格権や存在を認めない」という公権力による人格権否定であるからです。

石木ダム事業計画を進めることは、13世帯の皆さんが祖先を含めてこれまで長年にわたって築き上げてこられたコミュニティ、文化、生業といった人の生活の基盤というべきあらゆる価値が失われます。「個人の尊厳が無に帰してしまう」のです。

こうばるの価値をうかがい知ることができるのは、こうばる地区皆さんが作られた歌である「こうばるの歌」です。

別紙4表紙に「こうばるの歌」の歌詞が書かれています。

裁判所におかれましては、ぜひこの歌詞に目を通していただきたいのです。

3. 石木ダム中止がみんなの幸せ

以上をまとめます。

(1) 事業認定申請は覚書違反

(2) もはや、石木ダムが不要であることは明らか。

(3) そのような石木ダムに13世帯の皆さんが土地と住居を明け渡す意思はない。

更にもう一項目

(4) 無駄な石木ダム事業を中止することで、老朽化した佐世保水道施設の改善、川棚川下流域の内水氾濫対策と最下流部の堤防整備に財源を振り替えることができる。

この4つは、「石木ダム中止が石木ダム強行をはるかに上回る多くの幸せをもたらす」ことを示している、と私は確信しています。

4. 裁判所に求めたいこと

誰が見ても必要性のないダム事計画が多く批判を受けながらも何十年と生き残り、自然環境と地域社会を破壊するのが何故許されているのでしょうか？

それは、「行政が一度石木ダム事業を決めてしまうと、地権者、受益予定者を含めた関係者がどんなに科学的・具体的・根拠ある異論を唱えても全く顧みられることはなく、地権者が譲渡に応じない場合は、収用まで一直線で行政の思うがままに進められてきた」という構図があったからです。

さらに、そのような時代を打開すべく、やむなく事業認定取消訴訟を提訴しても、これまでの裁判例の多くは、本事件第1審と同じく、得られる利益と失われる利益についてその実態を全く見ようとせず、行政側の裁量権の下、行政の意見をそのまま採用、鵜呑みにした判決を出してきました。

民主国家であり、法治国家である我が国において、公共事業にはその計画段階から完成に至るまで、私たち主権者の声を届けることができていません。行政が自浄作用を拒絶している限り、私たちは裁判所に救済を求めることとなります。

この控訴審で、得られる利益はあるのか、失われる利益はなになのか、その実態を私たちは更に明らかにしていく所存です。

貴裁判所には、これまでの行政裁量の名の下、不必要なダムを造り続けてきたダム行政に一石を投じるべく、本当に、利水及び治水の両面において石木ダムが必要であ

るのか，という私たちの主張や証拠を正面から受け止めて，石木ダム事業認定の取り消しを命ずる判決を頂きたく切に願います。